

# 総務常任委員会

平成20年8月20日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎中西 和夫	○伴 吉晴	小林 誠
紀 良治	嶋田 善行	辻 善次
中川議長		

## 2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	芳村 是
教 育 長	栗本 裕美	総 務 部 長	池田 善紀
総 務 課 長	佐藤 滋生	総 務 課 参 事	吉田 昌敬
同 課 長 補 佐	黒崎 益範	同 課 長 補 佐	加藤 恵三
同 課 長 補 佐	谷口 智子	企 画 財 政 課 長	面 卷 昭 男
税 務 課 長	山崎 善之	同 課 長 補 佐	松岡 洋右
教 委 総 務 課 長	野崎 一也	同 課 長 補 佐	吉村 三郎
生 涯 学 習 課 長	清水 修一	生 涯 学 習 課 技 師	平田 政彦
監 査 委 員 書 記	山崎 篤	会 計 管 理 者	浦口 隆
会 計 室 長	清水 孝悦		

## 3. 会議の書記

議 会 事 務 局 長	藤原 伸宏	同 係 長	峯川 敏明
-------------	-------	-------	-------

## 4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 嶋田委員、 辻委員

委員長 おはようございます。全委員出席されておりますので、ただいまより、総務常任委員会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

はじめに町長の挨拶をお受けいたします。 小城町長。

（ 町長挨拶 ）

委員長 最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、嶋田委員、辻委員、のお二人を指名いたします。お二人にはよろしく願いいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

初めに、1. 継続審査の（1）斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてを議題といたします。

理事者の報告を求めます。 清水生涯学習課長。

生涯学習 それでは、斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについて、ご報告申し上げます。  
課長

まず、（仮称）斑鳩町文化財活用センターの整備についてですが、9月議会での議決後に着工すべく入札準備を進めているとの報告を5月23日開催の当委員会にていたしました。しかし入札公告をしましたところ、競争入札資格確認申請の受付が1社であったことから契約審査委員会にて審議したところ、入札参加申込み時点で1社では競争原理が働かないことから、入札を延期することとなりましたことをご報告いたします。つきましては、12月議会での議決を目指して、再度入札事務を進めてまいりたいと考えております。

次に、史跡中宮寺跡の整備についてですが、前回ご報告しま

したとおり、6月19日に史跡中宮寺跡整備検討委員会を開催いたしまして、金堂基壇及び塔基壇などの伽藍中心部分の発掘調査計画案に対して専門的な立場からご意見、ご指導を賜りました。このことから、8月4日より発掘調査に着手しております。つきましては、調査成果がある程度明らかになりました時点で、ご報告させていただきたく考えております。

その他の事業につきましては、特段ご報告いたしますことはございません。以上でございます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑意見があればお受けいたします。  
嶋田委員。

嶋田委員 文化財活用センターの入札で1社だけが応募されたということですが、これに関してはどのようにお考えになっておられるのですか。

企画財政課長 これまでの経緯につきましては、9月定例会での契約締結にかかる理解を賜るよう入札事務を進めてきたところでございますが、先ほど清水課長も申し上げましたとおり、6月23日に入札公告を行い、7月2日の受付終了までに1社のみの申し込みとなったところでございます。一般競争入札につきましては、参加者が1社となった場合でも入札は有効と解釈されているところでございますが、ただ、その競争性の確保をいかに保つかとされているところでございます。本町におきましては、予定価格等の事前公表を行っており、この点に関しまして疑義が生じることも考えられますことから、契約審査委員会に諮り、少しでも疑義が生じる見込みのあるものにつきましては、避けるべきものと判断させていただき、入札を延期させていただいたところでございます。

なお、本件入札につきましては、参加申し込み段階での入札中止でありましたことから、予定価格等の事前公表は行っておりません。

なぜ1社のみの参加となったということなんですけれども、昨今の公

共事業を取り巻く状況につきましては、新聞報道にもございますように全国的に入札不成立が増加している状況でございます。この大きな要因といたしまして建築資材や作業員賃金の高騰、また特に建築工事におきましては民間のマンション建設や設備投資の増加などがその要因と挙げられているところでございます。本件入札におきましても、このようなことが背景にあるのではないかと推測しているところでございます。

今後のスケジュールなんですけれども、再入札におきましては12月議会定例会の契約議決を賜る予定で、前回と同様に制限付一般競争入札を進めてまいりたいと考えております。このため、9月末頃には入札公告を実施いたしまして、入札事務を進めてまいりたいと思いますのでよろしくお願い申し上げます。

委員長 よろしいですか。他ございませんか。

( な し )

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

継続審査については報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、2. 9月定例会の付議予定議案についてを議題といたします。

9月定例会において提案が予定されている議案について、あらかじめ説明を受けることといたします。

初めに、(1) 斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例について、及び(3) 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例については、議会議員の報酬等に関する関連した議案でありますので、一括して説明を受けることといたします。

理事者の説明を求めます。 佐藤総務課長。

総務課長

それでは、斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例について、特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、2つの条例につきまして、お手元に配布させていただいております資料1及び3によりまして説明させていただきます。

まず、資料1、斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例につきましては、制定案と末尾に要旨をつけております。また、資料3、特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例につきましては、改正案と新旧対照表、末尾に要旨をつけさせていただいております。なお、両条例につきましては、関連をしておりますので、一括で説明させていただきたいと思っております。

まず、資料1の斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の要旨によりまして、両条例の内容説明をさせていただきたいと思っております。

( 要旨朗読 )

総務課長

なお、今回の両条例の制定と一部改正につきましては、議員報酬に関する規定の整備を目的としたものでございまして、従前の議員報酬に関する内容につきましては、変更がございません。

それでは次に、資料1の斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の説明に入らせていただきます。

内容につきましては、先ほどご説明させていただきましたように変更はございませんので、概略の説明とさせていただきたいと思っております。

まず、第1条では議員報酬の額について定めております。次に、第2条では議員報酬の支給方法について、第3条では費用弁償について、第4条では期末手当について、第5条では議員報酬等の支給方法について規定しております。1枚めくっていただいで別表のほうですが、別表第1では、第1条関係の報酬月額を定めております。次に、別表

第2では、第3条関係の旅費の額を定めております。

続きまして、資料3のほうの説明に移らさせていただきたいと思えます。資料3の特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例につきましては、資料の中の新旧対照表に基づきまして説明させていただきたいと思えます。

まず、上段の題名の変更では、アンダーラインのところですが、旧のほうでは「報酬、費用弁償及び期末手当」となっておりますけれども、そのなかから期末手当の言葉を除きまして、「報酬及び費用弁償」に変更しております。これにつきましては、議員以外の非常勤の特別職では期末手当はございませんので、期末手当の言葉を除いております。次に、第4条の2削除につきましては、整理により削っております。続きまして第5条ですが、第5条につきましては、議員報酬等の関係で、新たに先ほども説明させていただきました条例を制定いたしましたので削っております。次に、第6条ですが、先ほどの第5条を削除した関係で、6条から5条に繰り上げております。次に別表のほうですが、上段の別表1の議員報酬等は先程と同じように新条例に移しておりますので削り、別表2以降を新のほうでは1つずつ繰り上げております。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。ありませんか。

( な し )

委員長 次に、(2)斑鳩の里歴史文化遺産保存・活用基金の設置、管理及び処分に関する条例について、理事者の説明を求めます。

面巻企画財政課長。

企画財政  
課長

それでは、9月定例会の付議予定議案の（2）斑鳩の里歴史文化遺産保存・活用基金の設置、管理及び処分に関する条例案につきまして、ご説明をさせていただきます。

お手元に資料2といたしまして、条例案を配布させていただいております。この資料によりまして、ご説明をさせていただきます。恐れ入りますが、末尾の要旨をご覧くださいませでしょうか。

現在、設置しております藤ノ木古墳整備基金につきましては、史跡藤ノ木古墳の整備が完了し、その目的を果たしたところでございます。しかしながら、本町に受け継がれ、現存する歴史文化遺産は、わが国の長い歴史のなかで生まれ、育まれ、今日の世代に守り伝えられてきた貴重な国民的財産でございます。わが国の歴史、文化等の正しい理解のために欠くことのできないものであると同時に、将来の文化の向上・発展の基礎となるものでございます。

そうしたことから、この貴重な歴史文化遺産を守り、次の世代に引き継ぐため、その調査、保存及び活用を図るために、斑鳩の里歴史文化遺産保存・活用基金を創設するものでございます。

その内容についてでございますが、第1条では、設置目的について規定しております。本基金につきましては、本町の貴重な歴史文化遺産を守り、次の世代に引き継ぐため、その調査、保存及び活用を図ることを目的としております。第2条では、積立て額について規定しております。基金に積み立てる額につきましては、基金の目的に沿った意向で申出のあった寄附金及び目的に必要とする金額としております。第3条では、基金の管理について規定しております。基金の管理につきましては、その現金を金融機関への預金、その他最も確実、かつ有利な方法により保管しなければならないものとしております。第4条では、運用益金の取扱いについて規定しております。基金の運用益は、基金の目的を達成するための事業の財源に充てるものとしております。また、事業に充当した後、なお、余剰金が生じた場合には、基金に積み立てるものとしております。第5条では、基金の繰替運用について規定しております。財政上必要がある場合には、基金の現金を歳計現

金に繰り替えて運用することができるものとしております。第6条では、基金の処分について規定しております。基金の目的の財源に充てる場合に限り、基金を処分することができるものとしております。

最後に、本条例の施行等についてでございますが、本条例の施行日につきましては、議決をいただいた後、平成20年10月1日からの施行を予定しており、斑鳩町藤ノ木古墳整備基金の設置、管理及び処分に関する条例については、同日付けで廃止することとしております。

また、斑鳩町藤ノ木古墳整備基金に属する現金は、本基金に引き継ぐものとしております。なお、平成20年3月末時点における藤ノ木古墳整備基金の残高は、669万4,602円となっております。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。 嶋田委員。

嶋田委員 この管理、第3条ですね。これは、具体的にはどういうふうに管理されるんですか。

企画財政課長 現在、基金の現金につきましても、金融機関等に定期預金で預金しておりますことから、この基金の現金につきましても定期預金等で管理してまいりたいと考えております。

嶋田委員 はい、わかりました。それとですね、この基金に関してですけれども、ふるさと納税ありますね。それとの兼ね合いはどのように考えておられるのか、ちょっとお聞きかせ願えますか。

企画財政課長 今回、創設させていただきます斑鳩の里歴史文化遺産保存・活用基金は、斑鳩の里に受け継がれました歴史文化遺産を守り伝えていくために創設するものでございます。そうしたことから心のふるさと、斑



鳩の歴史文化遺産を大事に思っただけの方々の意向を可能な限り反映できるよう特定の史跡等を対象とはせず、広く活用できるものとしております。また、ふるさと納税制度の活用も視野に入れて条例設計をさせていただいたところでございますので、ふるさと納税の受け皿としても設置させていただくこととなります。

鳩田委員 今、ふるさと納税の受け皿として、をも考えてですね、設置するというふうなことですけれど、それ先ほどの説明には一切なかったですね。ふるさと納税始まってね、もうだいぶ経つし、理事者側も考えていくということなんでね。そこらへん、ここに入れよとは言いませんけれど、そこらへんをね、議会のほうにもはっきり明示していただきたいと思いますね。

これは、次の定例会の一般質問にも私さしていただくことと思っていますので、ここではこれぐらいにしときます。

委員長 ほかがございませんか。

( な し )

委員長 以上、9月定例議会に付議が予定されている事案については、あらかじめ説明を受けたということで終わります。

次に、3. 各課報告事項についてを議題といたします。

まず初めに、(1)平成20年度斑鳩町一般会計補正予算(第4号)について、報告を求めます。

面巻企画財政課長。

企画財政課長 それでは、各課報告事項の(1)平成20年度斑鳩町一般会計補正予算(第4号)についてのうち、総務常任委員会が所管されます予算補正の内容につきまして、ご説明をさせていただきます。恐れ入りますがお手元の資料4をご覧くださいませでしょうか。

はじめに、歳入予算の補正についてでございます。第9款地方特例交付金では、平成20年度の交付額の決定により、地方特例交付金の児童手当特例交付金で15万3千円の増額、減収補てん特例交付金で1,282万8千円の増額、また、特別交付金では、8万7千円の増額補正をお願いしております。第10款地方交付税におきましても、平成20年度の普通交付税交付額の決定により、6,004万円の増額補正をお願いしております。次に、第17款寄附金では、教育費寄附金で、歴史文化遺産の保全と活用にと、7名の方からご寄附いただきましたことから、9万円の増額補正をお願いしております。第18款繰入金では、藤ノ木古墳整備基金繰入金で、676万2千円の追加補正をお願いしております。藤ノ木古墳整備基金につきましては、史跡藤ノ木古墳の整備が完了し、その目的を果たしたことでございます。そのため新たな基金を創設してまいりますことから、藤ノ木古墳整備基金に属する現金676万2千円を受け継ぐこととしております。次に、第19款繰越金では、平成19年度一般会計の余剰金の確定により、9,703万6千円の増額補正をお願いしております。次に、第21款町債では、土木債で、JR法隆寺駅周辺整備事業債について、今年度前期の起債同意予定額の確定により、140万円の増額補正をお願いしております。以上が、歳入に関わります予算補正の内容であります。

続きまして、歳出予算の補正についてであります。第2款総務費では、賦課徴収費で、平成20年度税制改正により、個人住民税の公的年金からの特別徴収制度の導入に伴い、平成21年1月から公的年金等支払報告書の情報を電子的に受け渡しすることとされたところがございます。このことによりまして、地方税ポータルシステムを導入し、税務システム改修等の環境整備を行う必要が生じたことから、平成20年度に要する導入費用等750万7千円の追加補正をお願いしております。次に、第9款教育費についてでございます。学校施設の耐震化につきましては、国の緊急措置が大幅に拡充されるなど、その対応が求められております。本町におきましても、児童・生徒の安全

を確保するほか、震災時の拠点となることから、現計画を可能な限り、前倒しして実施してまいりたいと考えております。本年度において、斑鳩小学校の本館東棟、本館西棟及び資料館、斑鳩西小学校の本館東棟、本館西棟、北館東棟、北館西棟及び体育館、斑鳩中学校の体育館の2次耐震診断を前倒しして実施するため、小学校学校管理費で2,650万6千円、中学校学校管理費で306万4千円の追加補正をお願いしております。また、文化財保存費では、斑鳩の里歴史文化遺産保存・活用基金への積立金685万2千円の追加補正をお願いしております。これにつきましては、歳入のところで申し上げましたように、新たに創設する「斑鳩の里歴史文化遺産保存・活用基金」に、藤ノ木古墳整備基金に属する現金676万2千円を引き継ぐとともに、歴史文化遺産の保全と活用にと、いただいた寄附金9万円を本基金に積立させていただくものでございます。次に、第12款予備費では、今回の補正から生じました財源1億1,448万9千円を留保させていただくこととしております。

最後に、地方債の変更についてであります。歳入のところで申し上げましたとおり、起債同意予定額の確定により、JR法隆寺駅周辺整備事業の限度額を5億5,210万円とする補正をお願いしております。

以上、簡単ではございますが、平成20年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）につきましてのご説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

委員長

報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。ございませんか。

( な し )

委員長

次に、(2)町長専決処分について承認を求めることについて（損害賠償請求上告提起兼上告受理申立事件について）、及び(3)町長

専決処分について承認を求めることについて（平成20年度斑鳩町一般会計補正予算（第3号）について）は、関連する報告事項でありますので一括して説明を受けることといたします。

理事者の説明を求めます。 吉田総務課参事。

総務課参事

それでは、報告事項の（2）町長専決処分について承認を求めることについて（損害賠償請求上告提起兼上告受理申立事件について）、（3）町長専決処分について承認を求めることについて（平成20年度斑鳩町一般会計補正予算（第3号）について）は、関連いたしますので一括して説明いたします。

このことに関しましては、峨瀬自治会集会所に伴う損害賠償請求控訴事件について、6月27日大阪高裁における判決がありまして、内容につきましては、1審の奈良地方裁判所の判決を変更するものでございます。大阪高裁の資料5-2の判決文をご覧いただきたいと思っております。大阪高裁におけます判決の主文は、1、原判決を次のとおり変更する。2、被控訴人は、小城利重に対し、2、194万6,899円及びこれに対する平成16年6月26日から支払い済みまで年5分の割合による金員の支払いを請求せよ。3、控訴人のその余の請求をいずれも棄却する。4、訴訟費用（参加に要した費用を含む。）は、第1、2審を通じ、これを5分し、その3を被控訴人の、その余を控訴人の各負担とするものであります。

町といたしましては、この大阪高裁の判決は極めて不当な判決でありますことから、最高裁に上告することといたしまして、その必要な手続きとして、「損害賠償請求上告提起兼上告受理申立てについて」及び「平成20年度斑鳩町一般会計補正予算（第3号）について」を平成20年7月7日付けで専決処分をさせていただいたものであります。

資料5をご覧ください。斑専第11号、専決処分書についてご説明申し上げます。専決処分書を朗読いたします。

( 専決処分書朗読 )

総務課参  
事

損害賠償請求上告提起兼上告受理申立てについてご説明申し上げます。

( 専決処分書本文朗読 )

総務課参  
事

以上が、(2)町長専決処分について承認を求めることについて(損害賠償請求上告提起兼上告受理申立てについて)の説明とさせていただきます。なお、第1審の判決文及び第2審の判決文を資料として添付させていただいておりますので、ご参照の程よろしく願いたします。

次に、資料6をご覧ください。斑専第12号、専決処分書についてご説明申し上げます。まず、専決処分書を朗読いたします。

( 専決処分書朗読 )

総務課参  
事

平成20年度斑鳩町一般会計補正予算(第3号)につきましては、歳入歳出予算の総額を補正することなく、歳出予算のみを補正したものであります。予算に関する説明書3ページをご覧ください。

歳出について、第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、第13節委託料で最高裁に上告するため損害賠償請求上告提起兼上告受理申立て事件の弁護士への着手金として、5万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。第12款予備費から充当するため、5万3,000円の減額補正をお願いするものでございます。

1ページをご覧ください。それでは、平成20年度斑鳩町一般会計補正予算(第3号)について朗読させていただきます。

( 予算書朗読 )

総務課参事 以上で（３）町長専決処分について承認を求めることについて（平成２０年度斑鳩町一般会計補正予算（第３号）について）の説明とさせていただきます。

なお、この２議案につきましては、９月町議会定例会の初日にご報告をさせていただく予定をしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で説明を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。 嶋田委員。

嶋田委員 この専決処分されたことによる、専決処分されることの法的根拠はあるんですか。他の行政区等でやられてるとか、そういうふうなことです。

総務部長 このように上告審の場合は、判決があった場合、１４日以内に裁判所へ上告する必要があるとございます。そうしたことから奈良県におきましても、上告する場合においてはすべて専決処分、地方自治法第１７９条の第１項、いわゆる議会を開くいとまがないということで専決処分をされております。

委員長 他ございませんか。

（ な し ）

委員長 次に、（４）放課後子どもプランについて、報告を求めます。  
清水生涯学習課長。

生涯学習 それでは、報告事項（４）の、放課後子どもプランについて、ご報

課長

告申し上げます。

放課後子どもプランは、小学校の子どもたちが放課後に安全で安心して暮らせる居場所を確保し、さらに地域の方々の支援を得て様々な体験や交流をし、社会性や、創造性を養い、地域の中で健やかに育まれる環境作りを目的としています。

前回、6月議会の一般質問でも答弁させていただきましたが、今年度は、試行的に9月から11月の3ヶ月間の毎週水曜日の放課後から午後5時頃まで放課後子ども教室を行う予定で募集を行いました。募集につきましては、学校の空き教室が無い状況のため、体育館または運動場での活動で実施し、各校の定員は40人とし、小学生4年生から6年生で保護者が迎えに来ることができる児童を条件として、5月27日から6月30日の間、学校を通じて、募集を行いました結果、3小学校で、合計で14名の応募でありました。

資料7で各学校別の人数を示しております。資料7の一番上、斑鳩小学校で学年4年生で2人、5年生ゼロ、6年生2人、合計4名。そして真中の西小学校で4年生3名、5年生1名、6年生0名の計4名。東小学校で4年生2名、5年生3名、6年生1名の合計6名。3つ合わせますと14名と。一番下の総計のなかで申込者14名。昨年、アンケートでこういうことをやりますからどうされますか、ご希望どうですかということでアンケートとりましたのが、この横の244名の参加をしたいというアンケート結果に基づいて今回募集を行ったわけですが、蓋を開けてみれば14名という希望者でありました。

この14名という少人数の応募結果のもと、7月25日に開催いたしました、放課後子どもプラン運営委員会で検討した結果、今年度については、とりあえず試行ということをやっているんだから、当初の予定通り9月から3ヶ月間の水曜日、13回行いますが、放課後子ども教室として実施していくということになりました。放課後子ども教室の協力団体につきましては、老人クラブ、婦人会、総合型地域スポーツクラブの3団体の方々が講師（指導員）、安全管理員として協力していただく予定となっており、現在、実施に向けて学校及び協力団

体との最終協議を行ったところであります。

今後の予定であります。この8月25日に保護者と児童、指導者を交えての説明会を開催し、そして11月に今年度の試行的に行った放課後子どもプランの結果をふまえて、来年度以降の取り組みについてを運営委員会で検討してまいりたいと思っております。

以上、放課後子どもプランのご報告でございます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。 辻委員。

辻委員 これ昨年度で、アンケートで244人あって、実数14人ということで、なんかこれどういう訳でこないなったのか。事後調査とかなんかされたとか。

生涯学習課長 昨年の11月に、対象者4年、5年、6年、807名のなかで、調査結果が出たのが244名と。それでそのなかで条件として、今応募をかけた条件と同じ条件でアンケート調査をかけました。その時には今申しましたように244名。平均したら各学校80名と。そのなかで定員設けやなそれ以上に来るかということで、定員オーバーでしたら抽選になるということで進めてまいりました。それで結果は14名と。4名、4名、6名という非常に少ない数でございました。なぜこのように少ないのかと。運営委員会でも色んな議論がありました。そのなかでは、4年、5年、6年というのはやはり塾、習い事とかいうのはやはり1年、3年より多いと。なぜ4年生したのかと。これはアンケートをとったなかで244名という数で40名は来られるやろという見込みでありました。そして結果的にはそういう結果になったと。ただそのなかで、1年、2年、3年、低学年にしてたらもう少しは来ただろうという意見も当然ございました。ただ、そのなかで昨年の定員以上来るということで、1年生から6年生を一括するということも考えましたが、やっぱり体力差、そして4、5、6に決めたのは、1



年、2年、3年、4年、学童保育にいと、いなかで、それ  
やたら4年、5年、6年と、した結果が14名と。思わ  
ぬ少ない人数になった、一応そう推測しております。

委員長 よろしいですか。他ございませんか。 嶋田委員。

嶋田委員 これ14名というのは、こんな国の机上の空論だけで、学童もやっ  
てんの、こういうことやること自体間違ってるという結果ですわ  
な。はっきり言うて。そやから、中止も含めてですね、3ヶ月試行期  
間言わはるけれども、場合によっては1ヶ月でも中止すると、そうい  
うような方向でね、やっていかれたらどうですか。

生涯学習 今、嶋田委員おっしゃるように、本当に14名といなかで、実際  
課長 に各学校で4名、そしてあと指導員来ていただいて、子どもたちが本  
当にそういう本来の目的という形で地域のふれあい、そして色んな体  
験とかできるかということも、本当に意見がございました。とりあえ  
ず、3ヶ月したらそのなかでその様子を見て、またその学年の子、  
学校の子が、こんなやたら僕も参加したいと、いうことも出てく  
るやろといなかで、とにかく3ヶ月は試行したいという考えでござ  
います。

委員長 よろしいですか。他ございませんか。

( な し )

委員長 それでは、ほかに理事者側から報告しておくことはございませんか。

( な し )

委員長 以上、これら各課報告事項については終わります。

続いて、その他について、各委員より何か質疑、意見等があればお受けいたします。ございませんか。

( な し )

委員長 ないようですので、私のほうから確認をさせていただきたいと思えます。

9月定例会では、決算審査特別委員会が設置される予定であります。例によりまして、当委員会から2名の委員をあらかじめ選出させていただきます。

委員を希望される方おられましたら挙手をお願いいたします。

( 挙手する者あり )

委員長 辻委員、小林委員ということでお願いしたいと思えますがよろしいでしょうか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。

両委員には、よろしく願いをしたしておきたいと思えますが、後日、調整が必要となることも考えられますので、その際にはご協力方お願いしたいと思えます。

その他については、これをもって終わります。

以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。なお、本日の委員会報告のまとめについては、例により正副委員長にご一任いただきたいと思います。ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 ありがとうございます。それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けします。

( 町長挨拶 )

委員長 これをもって、総務常任委員会を閉会いたします。ご苦勞様でした。

( 午前 9時45分 閉会 )